

## 修了証（原本）を滅失、損傷した方

### ケース②

技能講習を受講した機関（登録教習機関）が、廃止等により修了証の再発行を行っていない場合

発行事務局にて、修了証の代わりに『修了証明書』の新規発行を行います。申込みに必要な書類は、下の**新規交付A**の表をご覧ください。

### ケース③

どこで受講したか覚えていない、登録教習機関の連絡先が分からない場合

当時一緒に受講した同僚や友人等の修了証を見せてもらい、そこに記載された登録教習機関の情報を確認するか、発行事務局に**技能講習修了資格に関する資格照会（情報開示請求）**を行うことで、分かる可能性があります。登録教習機関の連絡先については、**各都道府県労働局**にご照会ください。

### 新規交付A 必要書類の種類

必要書類	ご説明
交付申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<a href="#">技能講習修了証明書交付申込書</a>」に必要事項を記入してください。</li> <li>「<a href="#">修了資格追記用紙</a>」は申込資格が多く書ききれない場合に利用してください。</li> </ul>
証明書用写真 (1枚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>『修了証明書』の申込みには、申込者本人の写真が必要です。写真のサイズ等（縦4.5cm×横3.5cmで申込前6か月以内に撮影した正面、脱帽、背景無地のもので写真裏面に氏名を記入し、はり付けてください。）</li> <li>サングラスを着用した写真は無効です。また、デジタル写真の場合は、写真専用紙を使用してください。</li> </ul>
本人確認のための書類 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車運転免許証、健康保険証、在留カード、住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令により交付され、氏名・生年月日・住所が記載された本人であると確認できる書面（複写）又はマイナンバーが記載されていない住民票の写し（6か月以内に発行されたもの）。</li> <li>マイナンバーの通知カードは本人確認書類として使用できません。</li> </ul>
証明したい技能講習 修了証（複写）	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷の場合のみ必要です。</li> <li>証明したいすべての技能講習修了証（表裏を複写）を用意してください。</li> </ul>
滅失届	<ul style="list-style-type: none"> <li>滅失の場合のみ必要です。</li> <li>「<a href="#">滅失届</a>」に必要事項を記入してください。</li> </ul>

ガス溶接技能講習修了証に関して（事務の方へ）

卒業生からガス溶接の免許が紛失したと電話があった場合は次の対応をお願い致します。（原本は本校にはありません。廃止しています）

- ① 技能講習修了証明書発行事務局のHPをみてください。
- ② 修了証原本を紛失した方というページをご覧ください。[目的別手続のご案内 \(mhlw.go.jp\)](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/tetsuzuki01.html)  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/tetsuzuki01.html>

このように対応をお願いします。ほとんどの場合ケース②に該当しますのでよろしく願いいたします。